

平成26年1月10日

お客様 各位



東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル
セントラル警備保障株式会社
代表取締役執行役員社長 鎌田 伸一郎

改正消費税法施行に伴う取扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（以下、「改正消費税法」）が成立し、平成25年10月1日の閣議決定を経て、正式に平成26年4月より消費税率が8%に改定されることになりました。

この「改正消費税法」施行に伴い、弊社よりお客様へご請求させていただく消費税等の取り扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 新消費税率8%の適用について

弊社からの商品・サービス等のご提供期間が平成26年4月1日以降にかかる部分につきましては、経過措置があるものを除き8%でご請求させていただきます。

ただし、平成26年3月31日までに発送する請求書に関しましては、一旦消費税率5%のご請求とさせていただきます、その後、経過措置があるものを除き、新消費税率8%と現行消費税率5%との差額分を平成26年4月1日以降に、別途ご請求させていただきます。

2. 経過措置

改正消費税法附則第5条の経過措置に該当する場合は、別途ご案内申し上げます。

以 上